

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月24日

住 所 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
北九州空港スターフライヤー本社ビル
事業者名 株式会社スターフライヤー
代表者名 代表取締役 社長執行役員
白水 政治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

バリアフリー関連設備等の機能維持・管理を徹底し、これらの設備等を利用者が円滑に利用できるよう、特に教育訓練や情報提供の分野でユニバーサルサービスを提供できる体制を構築していく。高齢者、障がい者等を含む全ての利用者が、予約から出発地空港、機内、目的地までのあらゆる接点で、シームレスかつ一貫したサービスを受けられる航空会社を目指す。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
機材の更新	・新たな機材を導入する際は、移動等円滑化基準に適合させる。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備等の機能維持および適正な使用を担保する体制の構築。	・基準の対象となる設備等の機能が維持されていることを確認する定期的な点検方法を検討する。(2021年度) ・職員等が、適切に役務の提供を行えるよう、社内マニュアルの作成や、これを用いた教育訓練の実施による啓発活動を検討する。(2021年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助支援器具の導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに合う仕様の車椅子や、航空機内での座位維持のための補助器具（アシストシート、サポートベルト等）の導入を検討する。（2020年度から継続） ・多言語で案内できる自動音声翻訳機の導入や、筆談機器の仕様変更、既存のデジタルサイネージ、ミライスピーカーの改修等を検討する。（2021年度以降）
スムーズな誘導と分かりやすい案内の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空港のデジタルサイネージや案内表示等にピクトグラムを活用するなどして、視認性を高める。（2021年度）

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの「空港・チェックイン」ページの情報更新とともに、検索頻度の高い情報やアクセシビリティに関する情報を検索しやすい環境を整える。（2021年度以降）

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
業務別に求められるバリアフリーに関する対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が定める「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」等に基づく社内マニュアルを作成し、空港・客室等の業務別に求められる適切な対応に関する知識を更に強化する。 ・サービス介助士資格等の取得促進、または有資格者と同等の知識を普及するための教育訓練体制強化を目指す。（2021年度以降）
e-learning 等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全社員を対象として行う、高齢者、障がい者等への対応に関する知識啓発のため、e-learning 等を活用する。（2021年度以降）

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(該当なし)	(該当なし)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・本取組の担当部署および推進部署は、その他の関連部署と積極的に連携し、組織としてバリアフリー化を推進する。
- ・本取組の推進部署は、現業部門に属する関係部署の職員等と意見交換を行い、事例等を研究し、利用者の視点により即した活動を行う。
- ・社外セミナー等による航空機利用者への啓発活動を検討する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ウェブページでの公表。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。